

平成 21 年 11 月 26 日

環境大臣・小沢鋭仁 殿

社団法人 日本造園学会
会長 武内和彦

ポスト 2010 年目標日本提案（案）について

<COP10 が日本で開催されることの意義と私たちの認識>

私ども（社）日本造園学会は、わが国の国立公園制度創設に向けてそのかたちが論議されていた大正 14 年に設立されました。以来、景観や生態系の保全に関する問題を追求してきており、都市域から農村地域、さらに自然地域にいたる国土の総合的な自然環境保全に関して、ランドスケープという俯瞰的視点から研究や技術の発展を担ってきました。とりわけ、景観形成および生態系ネットワーク形成を目指した空間計画や、持続的な環境保全・管理の仕組みを構築することが、生物多様性を保全するうえで重要な課題であると認識し、研究、調査をはじめ、学会誌の発行や研究会の開催などにより、専門的な知識と技術を蓄積するとともに、広く社会に情報発信してまいりました。

2010 年の秋に愛知・名古屋で開催される生物多様性条約第 10 回締結国会議（COP10）にむけて、国内外を問わず活発な議論が交わされるようになってきました。2010 年目標として掲げた「世界、地域、国レベルにおいて、現在の生物多様性の損失速度を、2010 年までに顕著に減少させる」ことは、実現不可能であることが世界各地から報告されつつあります。このままでは近い将来に生物多様性が全世界的に著しく失われることが予測され、早急な対策が望まれます。COP10 では、今回のパブコメの対象となっているポスト 2010 年目標が策定されることになっており、議長国としての日本の役割は極めて重要です。その重要な第 10 回目の会議がわが国で開催されることに、私たちは大きな意義を感じます。

これまでの生物多様性保全の試みは、特に生物多様性の遺伝子と種、生態系の 3 つのレベルに着目して進められてきました。そして、生物多様性を支える生態系サービスをキーワードとして、一般市民の理解を得て、協働の仕組みを作り出そうとしています。それらは極めて重要ですが、個別の意見で述べるように私たちは生物多様性がもたらす人間への精神的な影響や文化の側面も重視すべきであると考えています。私たち日本人は古くから自然を愛で、手本にして、豊かな芸術や文化を育んできました。私どもが扱う庭園文化はまさにその極致です。

欧米においても庭園文化は自然保護の原点でありました。囲われた中の理想郷の実現から、農村風景を庭園に取り込むイギリス風景式庭園を経て、豊かな景観を維持発展させ、都市の緑地を計画的に生み出すようになってきました。特に、私どもが重視するランドスケープ（ドイツ語ではランドシャフト）の考え方は、18世紀のフンボルトの相貌学に遡り、現在の自然保護の原点とも言うことができます。

私ども日本造園学会では、このランドスケープという考え方と視点を重視し、さらにわが国の庭園文化や、持続可能な自然の活用システムである里地里山に再び光を当てること、生物多様性減少を食い止めるために大きな役割を果たすと考えます。具体的な提案は以下に述べる通りです。

<具体的な修正意見-1>

1. 1 ページ、2. 短期の目標（2020 年）

2. 意見の要約

生物多様性がもたらす精神的・文化的な側面について新たに項目を追加して強調する。

3. 意見及び理由

③の次に以下のとおり項目を追加する。

④生物多様性が人間に及ぼす精神的な恩恵を重視し、生物多様性がもたらした文化や伝統を維持発展させる。

（理由）

生物多様性がもたらす文化的な側面については、①の「生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。」に含まれていると理解しています。しかし、生態系サービスの中では、人間の生存に直接的に影響及ぼす「供給サービス」や「調整サービス」、「保全サービス」が特に強調されます。これらは確かに重要なのですが、「文化的サービス」については、最も一般的に理解が進んでいないと考えられ、より強調して目標に掲げる必要があると考えます。

<具体的な修正意見-2①>

1. 1 ページ、3. 個別目標 (2) 生物多様性への影響が直接的で対象が限定される目標

2. 意見の要約

生物多様性保全と気候変動に対する取組みを効率的に連動して進めるために、生物多様性条約と気候変動枠組み条約の連携を強化することを明記する。

3. 意見及び理由

個別目標として以下を追加する。

個別目標：生物多様性保全と気候変動に対する取組みを連携して進めるために、生物多様性条約と気候変動枠組み条約を調和させ、両者の連携を強化する。

(理由)

現在は別々に議論が進められている生物多様性保全と地球温暖化防止は相互に密接な関係にあります。生物多様性条約と気候変動枠組み条約を調和させ、連携を強化する必要があります。現時点でも、個別目標 D で地球温暖化については触れられていますが、別途個別目標としてたてるべきであると考えます。

<具体的な修正意見-2②>

1. 上記 2①による個別目標の追加変更に伴い、以下の修正を提案する。

4 ページ、個別目標 4の前

2. 意見の要約

追加する上記 2①の個別目標について、1) 生物多様性保全と気候変動に対する取組みの連携の具体的手法及び2) 生物多様性条約と気候変動枠組み条約の連携の達成手法を提示する。

3. 意見及び理由

1) 達成手法 D2とその Ex. を上記の個別目標の達成手法等として移記するとともに、Ex. として以下を追加する。

Ex. : ④脆弱な生態系における生物多様性保全と調和した手法による適応事業の実施

2) また、以下のとおりさらに新たな達成手法、数値指標を追加する。

達成手法：生物多様性条約と気候変動枠組み条約の実施レベルでの調和を推進すること。

数値指標：生物多様性条約と気候変動枠組み条約を同時に扱う国際会議の開催数

(理由)

1) 気候変動に対して脆弱な山岳、湿地、沿岸域等における生態系は、生物多様性保全上も重要な生態系です。したがって、これらの生態系における適応策は、基本的に人工構造物に依るものとせず、気候変動を含む様々な変化に対して個々の生物を含めた生態系が十分な抵抗力 (resilience) を持つために、生態系の保全再生を進める必要性を強調した方が良く考えます。また、生態系の温暖化に対する適応力の向上また、気候変動に個々

の種が対応するために既に達成手法 D2 の Ex. に含まれているように生息地の接続性 (connectivity) の重要性について明示すべきであると考えます。

2) 両条約の連携については、上記 2 ①の通りです。

<具体的な修正意見-3>

1. 1 ページ、3. **個別目標** (3) 生物多様性の状態それ自体を改善するための目標

2. 意見の要約

ランドスケープのレベルにおける生物多様性の保全の重要性を明確にし、より広域的な圏域における総合的な対策を目指すために新たに個別目標を加える。

3. 意見及び理由

以下のとおり新たに個別目標、個別目標に対応する達成手法、Ex.、数値目標を設ける。

個別目標：ランドスケープのレベルでの総合的な生物多様性保全の推進。

達成手法：ランドスケープレベルの空間単位として流域に着目し、総合的に生物多様性の保全に取り組むための流域共生圏戦略を構築する。

Ex.：市町村の広域連携における戦略の策定。

数値指標：戦略の策定数。

(理由)

生物多様性には、3つのレベルがあるとされており、これまで遺伝子のレベル（遺伝的多様性の確保）と種のレベル（絶滅危惧種の保護）、生態系のレベル（自然保護地の設定）で主に対策がとられてきました。現在の目標案にはこれらが言及されていますが、より広域的でかつ計画的な視点がないと生物多様性の保全が実現できないことは、2010年目標が達成できない見込みであることから明らかです。よって、よりスケールの大きいランドスケープのレベルにおける対策が重要であると言えます。

ランドスケープのレベルにおいては複数の生態系を含み、自然性の低い都市なども含まれます。このレベルにおけるより戦略的な取り組みが重要であると考えます。具体的に計画を立てる際には、ランドスケープの骨格を形成する地形と物質循環に着目し、流域を単位とすることが望ましいでしょう。この流域の単位を「流域共生圏」と名付け、上流から下流まで、さらには沿岸部を含め、総合的な流域共生圏戦略を構築することを目指すべきであると考えます。

<具体的な修正意見-4>

1. 2 ページ、**個別目標 A**

2. 意見の要約

生物多様性保全を実現するための教育として、Sustainability 教育（Education for Sustainable Development : ESD）を前面に出し、新たに達成手法 A4 として位置づける。

3. 意見及び理由

以下のとおり新たに達成手法 A4、数値指標 A4 を設ける。

達成手法 A4：生物多様性を維持しつつ経済的な発展を目指すために、広く一般に持続可能な開発のための教育を普及するとともに、持続可能な利用を推進するための人材を育成する。

数値指標 A4：持続可能な開発のための教育を行った機関・団体・参加者数、育成された専門家の数

（理由）

現在の案では、達成手法 A3 の事例において環境教育が言及されています。地球規模で生物多様性保全を実現するためには、教育の果たす役割は極めて大きく、これは発展途上国に限る問題ではなく、影響力の大きい先進国にも重要です。よって、教育に関して新たな達成手法を設けることが望ましいですが、その際にはこれまでの環境教育の枠を超える教育の必要性を強調する必要があると考えています。

そのため日本が国際的に推進している持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development : ESD）教育を手法として提示することを提案します。この ESD では、これまでの環境教育はもちろんのこと、環境と経済の両者を包含しています。環境の持続可能性を維持しつつ、経済的な発展を実現するために、新たな教育の視点、枠組みが必要不可欠です。

<具体的な修正意見-5>

1. 5 ページ、達成手法 E4

2. 意見の要約

都市における緑地や生息地創出の取り組みをより積極的に達成手法等に位置づける。

3. 意見及び理由

達成手法 E4、Ex.、数値指標 E4 のうち都市地域の緑地に関する事項を切り離し、新たに以下の達成手法 E6、Ex.、数値指標 E6 を設ける。

達成手法 E6：都市域における緑地面積の拡大、生息地の創出を進めるとともに、生態系ネットワークを構築するなど、生物多様性保全を都市計画に組み込むこと。

Ex.：①都市における緑地や生息地の保全・創出・緑化推進

②都市における生態系ネットワークの構築

③都市緑地の生物多様性モニタリング

④生物多様性保全を組み込んだ都市計画の策定

⑤ミティゲーションの導入

数値指標 E6：都市における緑地の面積、創出された生息地の面積、都市に生息する種の多様性、生物多様性保全を組み込んだ都市計画の策定数

(理由)

達成手法 E4 では、都市における取り組みとして、緑地を増やすポジティブな取り組みと環境への負荷を軽減する取り組みが同時に扱われていますが、都市における緑地や生息地創出の取り組みは、よりスケールの大きい生態系ネットワークの構築にも寄与することから、前者と後者を切り離して、別々の達成手法として位置づけすべきであると考えます。

都市に新たに創出された都市公園などにおいても時間の経過とともに生物の生息地として大きな役割を果たしているものは多く、また近年は世界各地で生物の生息地の創出（例えばビオトープ創出など）も進められています。そのような都市における取り組みを積極的に評価し、さらには都市における生態系ネットワークの構築を進めるべきであることを言及すべきです。また、生物多様性を都市計画に組み込み、開発に際してはミティゲーションの仕組みを取り入れる必要があると考えています。

わが国では以上で提案した取り組みの事例が数多く存在します。都市における生態系ネットワークの構築については、市町村が策定する緑の基本計画においてそれらを組み込んだ計画の策定が進んでいて、鎌倉市の緑の基本計画がその一例です。また、都市緑地の生物多様性モニタリングも各地で進められており、例えば国営昭和記念公園では 25 年に及びモニタリングの結果、昆虫類が 80 種から 800 種に大幅増加していることが明らかになっています。生物多様性を組み込んだ都市計画としては、都市緑地保全法における特別緑地保全地区を挙げることができます。この地区の指定要件には動植物の生息地・生育地を適性に保全することが加えられました。さいたま市の大和田特別緑地保全地区では、希少生物の保全が地域住民との連携によって進んでいます。

< 具体的な修正意見-6 >

1. 5 ページ、達成手法 F2

2. 意見の要約

EX. に SATOYAMA イニシアティブを追加する。

3. 意見及び理由

達成手法 F2、Ex. ②、③の後に、以下を追加し、④を⑤とする。

④SATOYAMA イニシアティブにおける、前述②、③の国際的な推進

(理由)

案では、達成手法 F2 において EX. ②適切な農業生産活動等の維持を通じた生態系保全に資する仕組み、③農村における生態系保全に資する協同活動が掲げられているところ、これらは SATOYAMA イニシアティブで世界的に推進しようとしている活動であると考えられます。

国レベルで②、③を進めるとともに、SATOYAMA イニシアティブにより行われる世界的な知見の収集・能力向上等の協力のもとこれらの活動が推進されるよう SATOYAMA イニシアティブについても例示すべきと考えられます。